保健衛生調査会における精神病者対策の検討過程分析

○ 愛知県立大学 宇都宮みのり (004372)

保健衛生調査会、精神病者、優生思想

1. 研究目的

第二次世界大戦前の日本における精神疾患を有する人に関する施策は、監護義務者と私宅監置手続きを定めた精神病者監護法 (1900 法 38) (以下「監護法」とする。) および官公立精神病院建設を謳った精神病院法 (1919 法 25) が併立していたことが特徴である。演者はこれまで、監護法時代に形成された精神疾患を有する人に対する処遇形態および認識が法廃止後も継承され現代の諸問題の源流となっているという問題意識から、主に監護法を研究の対象とし、精神疾患を有する人の「監護」政策が形成・決定・実施される過程を分析してきた。本報告では、監護法施行後の議論に焦点を当てる。すなわち、『保健衛生調査会報告書』を基礎資料としながら、1910 年代から 1930 年代の精神病者対策の検討過程を分析し、精神疾患を有する人に対する対策が持つ当該時代的意味を検討する。

明治初期の衛生行政の主要な課題であった防疫・検疫は、急性伝染病対策としての伝染 病予防法(1897法36)、ならびに外国船からの疾病流入を水際で防ぐ海港検疫法(1899法19) の制定により、内外の防疫体制が整備されることで一段落した。その後、衛生行政は防疫 対策から国力の体力強化を目指す方向への転換が求められる。内務省は「国民の健康状態 が不良であるため国力の発達を阻害することを憂慮」し、「国民健康の状態を調査し国民 の健康を毀損する原因、制遏除去の方法、国民の健康保持増進に必要なことを調査攻究」 するために、保健衛生調査会を発足する。保健衛生調査会における調査事項は「乳児幼児 学齢児童及青年」「結核」「花柳病」「癩」「精神病」「衣食住」「農村衛生状態」「統 計」の8つである。調査項目からわかるように大正期衛生行政の課題は、生産率の減少と 死亡率の上昇という「人口資源」への憂慮、慢性伝染病の蔓延を背景に、都市農村におけ る生活改善による国力増強にあった。同調査会における調査の成果は、寄生虫予防法(1917 法 59)、精神病院法(1919 法 25)、結核予防法(1919 法 26)、トラホーム予防法(1919 法 27)、 花柳病予防法(1927 法 48)、癩予防法(1931 法 58)等に反映された。現代に通じる慢性疾患 関連の重要な法制定に関与した保健衛生調査会における議論を検討したい。本研究は精神 病という特定の疾患を有する人々に対する特定領域の研究であるが、特定領域の特徴を明 らかにすることにより、その時代の総体としての意味づけができるのではないかと考える。

2. 研究の視点および方法

本報告では、上記に掲げた 1910 年代から 1930 年代における精神疾患を有する人に対する対策の検討過程を分析する。対象とする時期は、「保健衛生調査会官制」(1916 勅令 172)により保健衛生調査会が発足した 1916 年から、同会が「国民体力審議会官制」(1936 勅令497)に統合・廃止される 1939 年までとし、主に『保健衛生調査会報告書』を用いて分析

する。時期は3つに区分する。すなわち、第Ⅰ期を保健衛生調査会が発足した1916年から1919年の精神病院法制定まで、第Ⅱ期を1920年から衛生思想普及に関する特別委員会が精神病者を検討していた1929年まで、第Ⅲ期を民族衛生に関する特別委員会が設置された1930年から保健衛生調査会が廃止される1934年までとする。

3. 倫理的配慮

本研究の過程および結果の公表にあたって、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に則って行動する。研究に用いる史資料は原典にあたり、当日の配布資料に出典を明示する。また、本研究で用いる史資料には差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語があるが、引用ならびに発表にあたって、研究目的から外れない範囲で歴史的表現としてそのまま使用することとする。

4. 研究結果

保健衛生調査会第5部会は、1917年6月30日現在の「在院精神病者調及私宅監護精神病者調」を実施し、精神病者とその疑似症者数を把握した。その統計結果に基づき1918年6月に監護法改正の方向が決定する。その議論は、従来の監督主義を改め開放方針を執ること、各府県一箇所以上の公立精神病院を設けること、政府が相当補助を与え強制的に施設建設をなさしめることであったとされ(東京日日新聞1918.7.10)、調査会の改正案は「代用精神病院」を認めない方向であった。しかし監護法改正は実現せず、精神病院法が代用病院を認める形で成立した。その後1920年代の保健衛生調査会の主題は衛生思想普及に向かう。そのための「小冊子」の編纂作業を進める中で、精神病予防を含む「精神衛生」が語られた。そして1930年、保健衛生調査会は「民族衛生に関する特別委員会」を設置する。そこで「民族素質上ニ不良ノ影響ヲ与フル諸般ノ事情ヲ刈除スルコト」が審議され、その一環として精神病の遺伝等についての講義等がひらかれている。

5. 考察

本研究では保健衛生調査会における精神病者対策の検討過程を3期に区分して分析した。 その結果、以下のような特徴的な事実が判明した。

1900年に成立した監護法は、立法過程においては「精神障害者といえどもその権利自由は保障されるべきであり、隔離に伴う人権侵害の防止という理念を法制に導入」(内務省史第3巻:306)するという論調があり、「監護」概念は「保護」の意味も包含した。その後、1917年に実施された精神病者全国調査結果に基づいて監護法の改正が検討される。それは従来の監督的法律を改正し、公的治療施設の整備を求める議論であった。しかし実際には代用病院を認める形で精神病院法が成立すると、1920年代の保健衛生調査会の関心は、「衛生思想」の普及の議論へ転換した。さらに1930年代には「国民ノ量ト質トノ問題、殊二質ノ改善」という視点から「優生思想」へと発展していく。1910年代から1930年代の保健衛生調査会における精神病者対策の議論は、社会的政治的な動向に大きく影響を受けながら、「保護」・「治療」から「衛生(予防)」へ、そして「優生(断種)」へという展開をみせた。